

平成24年5月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ 一  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎  
(コード番号 7867 東証第1部)  
問い合わせ先 連 絡 管 理 本 部 長 米 山 满  
T E L 03-5654-1548

当社海外子会社の役員等に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記の通り平成24年6月27日開催予定の当社第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社海外子会社の役員および使用人(オフィサーを含む。)に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 5,750 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、当社普通株式 575,000 株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③新株予約権を行使できる期間

i 平成 24 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日まで

ii 上記に定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記④に定める事由が生じた場合には、  
下記④に定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

④新株予約権の行使条件

i 上記③の定めにかかるわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社に支配権の異動があった場合には、  
その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる。「支配権の異動があった場合」とは、以下の  
のいずれかに該当する場合を指す。

ア. 第三者が当社の発行済普通株式または総議決権の 50%以上を取得した場合。ただし、以下の場  
合を除く。

- (a) 当社からの直接の取得
- (b) 当社による取得
- (c) 当社または当社が支配する法人が出資または管理する従業員持株会(もしくは信託を活用し  
た従業員持株制度における受託者)による取得
- (d) 下記 ii のア.、イ.およびウ.に該当する組織再編行為による取得

イ. 割当日時点における当社の取締役会を構成する取締役(以下、「本在任取締役」という。)が取締役  
会の過半数を構成しなくなった場合。ただし、割当日より後に取締役となった者で、その者を取締  
役候補者として株主総会に提案することまたはその者の選任が本在任取締役の少なくとも過半数  
により承認された者は、本在任取締役とみなすものとするが、当初の選任が取締役の選解任をめぐ  
る争奪戦(そのおそれがあった場合を含む)または取締役会以外の第三者による委任状勧誘もしく  
は同意の勧誘の結果として行われた取締役は本在任取締役とはみなされない。

ii 上記③の定めにかかるわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社を当事者とする合併契約承認の議  
案、分割契約もしくは分割計画承認の議案または株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につ  
き当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または代表執  
行役の決定がなされた場合)は、その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる(なお、以  
上の組織再編行為を総称して以下、「事業統合」という)。ただし、以下のすべてに該当する場合はこの  
限りではない。

ア. かかる事業統合の効力発生日直前に当社の発行済普通株式および議決権を所有していた全ての  
者または実質的に全ての者が、効力発生日後において、事業統合の結果として生ずる会社(かか  
る事業統合の結果、一社以上の子会社を通じて当社を支配する会社を含むが、これに限らない)  
(当社が分割会社となる会社分割を行う場合、および当社が完全親会社となる株式交換を行う場合  
には、事業統合の結果として生ずる会社とは、当社を指すものとする。以下同じ)の発行済普通株

式および取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のそれぞれ 60%超を引き続き直接的または間接的に、実質的に同比率で所有(間接的所有を含む)することが予定されている場合。

- イ. いかなる第三者(当社または事業統合の結果として生ずる会社の従業員持株会(もしくは信託を活用した従業員持株制度における受託者)を除く)も、かかる事業統合の結果として生ずる会社のその時点における発行済普通株式または総議決権の 50%以上を、直接的または間接的に所有しないことが予定される場合。ただし、事業統合前から上記を満たす株式保有関係が継続することが予定される場合はこの限りではない。
  - ウ. 事業統合の結果として生ずる会社の取締役会構成員の少なくとも過半数が、かかる事業統合に関する契約締結時またはかかる事業統合を決定する当社取締役会の決議時もしくは代表執行役の決定時において、本在任取締役により構成されることが予定されている場合。
- iii 上記③の定めにかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社が実質的にすべての資産の売却または処分を行った場合には、その時点で有する全ての新株予約権行使することができる。ただし、売却または処分の相手方が、以下のすべてに該当する法人である場合はこの限りではない。
- ア. かかる売却または処分の直前に当社の発行済普通株式および議決権のそれを所有していた全ての者または実質的に全ての者が、かかる売却または処分後において、当該法人の発行済普通株式および取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のそれぞれ 60%超を実質的に、直接的または間接的に同比率で所有(間接所有を含む)している場合
  - イ. いかなる第三者(当社またはかかる売却もしくは処分の相手会社の従業員持株会(もしくは信託を活用した従業員持株制度における受託者)を除く)も、かかる当該法人のその時点における発行済普通株式または取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のいずれについても、その 50%以上を直接的または間接的に所有していない場合。ただし、当該売却または処分の前から上記 50%以上の株式保有関係があった場合はこの限りではない。
  - ウ. 当該売却または処分の相手方となる法人の取締役会構成員の少なくとも過半数が、かかる資産の売却もしくは処分に関する契約締結時またはかかる資産の売却もしくは処分を決定する当社取締役会の決議時もしくは代表執行役の決定時において、本在任取締役から構成されることが予定されている場合または当社取締役会により選任もしくは指名された者である場合。
- iv 上記③の定めにかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社に清算の開始原因に該当する事由が生じた場合には、その時点で有する全ての新株予約権行使することができる。

##### ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条

第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、ivまたはvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日(以下、「本取得日」という)に、ア.本取得日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる)からイ.行使価額を控除して得た額(零未満である場合にあっては、零)をもって、新株予約権の全部または一部を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### ⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前ににおいて残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以上